

# 自転車で気軽に出かけたくなる中心街になるでしょうか？ 中心市街地一帯が **自転車放置禁止区域** に！

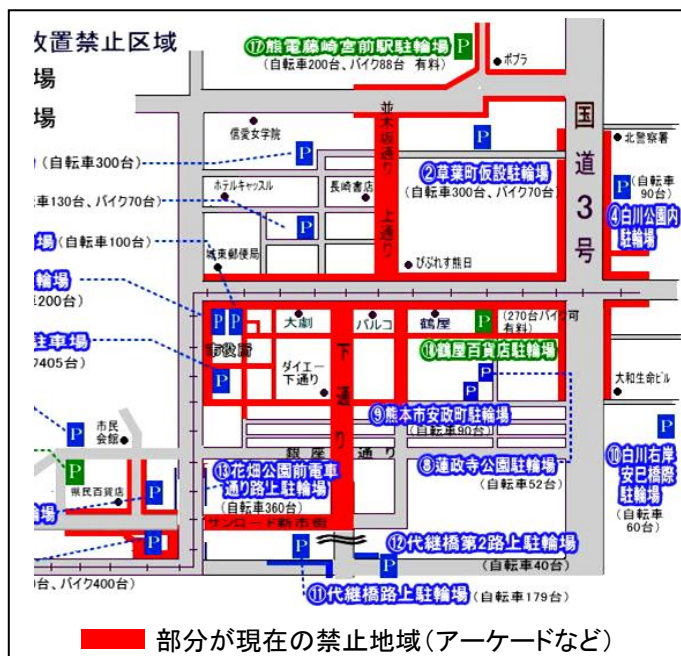
1月30日に開かれた「熊本市自転車駐車対策等審議会」は、熊本電鉄藤崎宮前駅周辺から上・下通り、サンロード新市街、交通センター周辺までの中心市街地一帯を自転車放置禁止区域に指定することを了承しました。

これまでは、上・下通り、新市街のアーケードや市役所周辺など一部に限定されていた「禁止区域」が、中心市街地一帯に広がることになります。

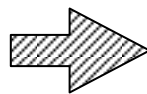
## 6月からは駐輪場有料化

熊本市は、今年6月をめどに中心市街地の駐輪場の有料化を導入する予定です。

これまで駐輪できていた花畑公園前や代継橋の路上スペースも、禁止区域の拡大にともない駐輪できなくなることから、多くの自転車利用者が有料駐輪場に誘導されることとなります。違反した自転車利用者には、取り締まりと撤去の強化で、路上から自転車を排除する方針です。果たしてこの方法で、熊本市が目指す「気軽に自転車でおでかけできるまち」になるのでしょうか？



駐輪場中心街一帯化と拡大時に



3月議会 **ますだ牧子** 議員が一般質問を行います

■ぜひ傍聴にお越しください■

**3月2日（金）午前10時**からの予定です

政令市を目前に控える3月議会。市民アンケートでは8割の方が「生活が苦しくなった」と回答しました。切実な声を届けながら、暮らし・福祉を守る市政に向け質問を行います。

**※取り上げてほしい課題やご意見などがありましたらお寄せください。**



## 歩行者と自転車が共存できるまちづくりを！

路上に長期間放置された自転車や歩行スペースをふさぐような駐輪については早急な対策が必要です。しかし、ルールを守りながら環境にも優しい自転車を利用している市民までも、中心街一帯の路上から締め出し、集約型の有料駐輪場に押し込むやり方は、逆に、自転車利用の推進の妨げになります。

自転車先進国のデンマークやオランダでは、商業施設や一定の幅がある歩道には、自転車ラック（車輪を固定し駐輪できる機具）が多数設置され、歩行者と自転車が共存するにぎわいのあるまちづくりが進められています。

「監視の目」ではなく、「自転車利用者の目線」で、自転車に優しい駐輪対策が求められています。



日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

ますだ牧子 上野みえこ なすまどか

熊本市手取本町1-1 議会棟3階

NO. 788

2012年2月12日

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

ホーム：http://www.jcp-kumamoto.com/

## 「区役所の設置・活用」を真に住民サービスの向上に！

地域に保健福祉の拠点を、  
区役所併設の「福祉事務所」は行政の責任で利便性向上を！

区役所は、中央区を除き、東・西・南・北区の区役所は、人口が少ない、交通の利便の悪いところにあります。「居住区以外の区役所へ行ってもOK！」と説明されていますが、「福祉事務所」は区ごとに設置されるので、車の利用が認められない生活保護受給関係の業務は、居住地の区役所へ行かなければなりません。

### 保健・福祉の拠点を地域に

#### 現行保健福祉センターの存続を

区役所の設置によって、旧熊本市内の5カ所の保健福祉センターは廃止され「区役所」に併設となります。保健・福祉の拠点が、遠い区役所になることに、地域住民から不安の声もあります。行政の支えを必要とする方が不便にならないよう、地域の保健・福祉の拠点として現行の東・西・南・北保健福祉センターは業務を存続すべきです。



### 区バスは、住民の「足」として 行政の責任で、負担なく運営を

区役所の利便性向上のため「区バス」は利用しやすいものにすべきです。行政の責任で、現在1日4往復程度とされている便数の拡充、利用率で廃止でなく、継続した運営を約束すべきです。

また、行政の都合で区役所が不便になりました。区役所への足は行政の責任で確保するという立場で、区バスは200円程度、一律の低運賃とすべきです。

#### \* 先行政令市のコミュニティバス

新潟市・200円均一運賃（一部を除き）

さいたま市・運賃上限250円 など

#### すべての「出張所」の機能拡充を

4つの「出張所」が機能拡充されましたが、区役所からの距離が一番遠い「龍田出張所」をはじめ、南部・東部・秋津・大江の5ヶ所はそのままです。行政サービス充実の立場で、「出張所」の機能を拡充すべきです。

権限や財源移譲は、「住民サービス」の向上に！

### 【権限委譲】

\* 権限委譲による国県道整備費  
県からの権限委譲によって、国県道整備が市の仕事になります。しかし、それによって政令市移行前に県が整備した熊本市域の国県道整備費の借金・総額286億円を引き継ぎ、払っていきます。

(年間約15億円)

### 【政令市移行に伴う財政の負担】

\* 電算システム開発費は、総額30億円です。  
\* 権限委譲事務経費・7億円、電算システム管理費等事務費・4億円などが、毎年必要となります。

### 【住民負担は？】

・ 区設置による「増税」  
個人市県民税と法人市民税の「均等割」については、区ごとに別々に課税されるため、複数の区に事務所・事業所・家屋数を持っている場合は、課税額が増えます。  
・ 介護保険料の値上げ  
・ 国民健康保険料も、2年後値上げの計画  
財源が豊かになるといいながら、住民の負担はさまざまに増えます。「暮らしやすい政令市」というのなら、市民への負担増は押さえ、さまざまな住民サービスをこそ拡充すべきです。

「合併特例区」は廃止して、区ごとのまちづくりを！

行政区設置に伴い、区ごとのまちづくりをすすめることとなります。旧合併3町につくられている「合併特例区協議会」には、多くの批判があります。

年間1,000万円以上の高額報酬の区長や、月1回程度の会議で月額187,000円の協議会委員報酬を支払っている「合併特例区」は、速やかに廃止すべきです。